

年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

住所
氏名又は名称
代表者氏名

印

品種群の品種の設定等申請書

下記の農産物について、農産物検査に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）Iの第2の4に基づき申請します。

記

- 1 申請を行う内容
- 2 農産物の種類
- 3 産地
- 4 品種群を変更する銘柄
- 5 現行の銘柄を構成する品種
ふりがな
- 6 追加又は削除する品種名
- 7 生産状況

生産年		年産	年産	年産
項目				
変更する 銘柄	作付面積(ha)			
	検査実績(t)			
追加又は削除 する品種	作付面積(ha)			
	検査実績(t)			

- 8 検査を行う予定の登録検査機関名
- 9 追加する品種の特性等
 - (1) 農産物の特性及び生育の特性
 - (2) 来歴
 - (3) 種苗法（平成10年法律第83号）に定める育成者権の侵害の行為を及ぼさない状況
 - (4) その他

様式第 1 - 3 号
品種群の品種の設定等申請書

1 申請を行う内容

銘柄を構成する品種群の設定を申請する場合に用いる様式とする。

粒形等がわかり、当該品種と当該銘柄と比較できる写真を添付すること。

銘柄を構成する品種群を設定する場合は「設定」、銘柄を構成する品種群の品種を追加する場合は「追加」、銘柄を構成する品種群の品種を廃止する場合は、「廃止」を記載する。

なお、品種群を構成する銘柄を廃止する場合にあつては、様式第 1 - 1 号を用いる。

2 農産物の種類

申請する農産物の種類を「水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米」「水稻もちもみ及び水稻もち玄米」「醸造用玄米」「普通小麦」「普通小粒大麦」「普通大粒大麦」「普通はだか麦」「普通大豆及び特定加工用大豆」「普通そば」「だったんそば」「一般小豆」「普通いんげん」の中から記載する。

なお、大豆については、「大粒及び中粒」「小粒及び極小粒」の別も併せて記載する。

3 産地

品種群の設定をする農産物を生産する都道府県名を記載する。

4 変更する銘柄

品種群の設定を行おうとする農産物の銘柄名を記載する。

5 現行の銘柄を構成する品種

品種群の設定をする銘柄を構成している現在の品種名を記載する。

6 設定、追加又は削除する品種名

申請する品種名を記載し、ふりがなをふる。

7 生産状況

設定、追加又は削除を行おうとする銘柄及び品種群の設定を行う品種の当該都道府県の直近 3 か年の数量を記載する。

なお、試験研究機関の試験ほ場のような特殊な環境下での栽培実績は、一般ほ場で栽培されたものと特徴が異なる可能性が高いため、過去実績には含まず、一般ほ場において生産者が慣行栽培により生産された農産物により確認されたものとする。

【過去 3 年程度必要な理由】

銘柄検査を行う場合、申請する農産物の特徴を産地ごとに把握する必要があるため、その特徴を把握するためには、3 年程度栽培し、比較して検討する必要がある。

8 検査を行う予定の登録検査機関名

検査を行う予定の登録検査機関名を記載する。

9 追加する品種の特性等

(1) 4 の産地での農産物の特性及び生育の特性

品種群に設定又は追加しようとする品種の当該県

項目	生産年	年産	年産	年産
		年産	年産	年産
変更する 銘柄	作付面積 (ha)			
	検査実績 (t)			
追加又は 削除する品種	作付面積 (ha)			
	検査実績 (t)			

<p>(2) 来歴</p> <p>(3) 種苗法（平成10年法律第83号）に定める育成者権の侵害の行為を及ぼさない状況</p> <p>【記載例】</p> <p>① 種子の購入については、育成者権者と通常利用権の設定を行っている〇〇種苗株式会社から購入しているため、育成者権の侵害を及ぼさない。</p> <p>② 育成者権者に（品種名）の品種群に設定し、〇〇県産（品種名）としたい旨確認し了解を得ている。</p> <p>(4) その他</p>	<p>で栽培した時の特性について記載する。</p> <p>なお、品種の削除の場合は、省略することができる。</p> <p>品種群に設定又は追加をしようとする農産物の来歴を記載する。</p> <p>品種の品種登録の状況、種子の確保ルート（①）及び育成者権者に当該銘柄に品種群として設定又は追加に関しての確認状況を記載する（②）。</p> <p>なお、育成者権者が当該銘柄の申請者と同じ場合であっても、単に「該当しない」等とせず、「申請者が育成者権を有しているため、該当しない」等とし、該当しない理由を記載すること。</p> <p>申請理由等特記事項があれば記載する。</p>
--	---